

独立行政法人宇宙航空研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成20年4月1日

(平成22年9月13日改正)

総務省
文部科学省

目次

I.	中期目標の期間	2
II.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1.	衛星による宇宙利用	2
2.	宇宙科学研究	3
3.	宇宙探査	4
4.	国際宇宙ステーション（ISS）	4
5.	宇宙輸送	5
6.	航空科学技術	6
7.	宇宙航空技術基盤の強化	6
8.	教育活動及び人材の交流	7
9.	産業界、関係機関及び大学との連携・協力	8
10.	国際協力	8
11.	情報開示・広報・普及	8
III.	業務運営の効率化に関する事項	9
1.	柔軟かつ効率的な組織運営	9
2.	業務の合理化・効率化	9
3.	情報技術の活用	10
4.	内部統制・ガバナンスの強化	10
IV.	財務内容の改善に関する事項	12
V.	その他業務運営に関する重要事項	12
1.	施設・設備に関する事項	12
2.	人事に関する事項	12
3.	安全・信頼性に関する事項	12

I. 中期目標の期間

平成 20 年 4 月 1 日より平成 25 年 3 月 31 日までとする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 衛星による宇宙利用

「地理空間情報活用推進基本法」（平成 19 年法律第 63 号）や「科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）等、関係の法令・計画を踏まえ、我が国の危機管理能力向上や人類の共通課題解決への貢献を目的とし、宇宙利用を推進する。宇宙利用の推進に当たっては、これまでも実用化が可能となった衛星について、順次、民間等における開発に委ねてきたところであり、この趣旨にかんがみ、本中期目標期間においては、地球環境観測プログラム、災害監視・通信プログラム及び衛星測位プログラムに重点化することとする。その際、実利用に耐える衛星システムの確立を目指すため、所要の体制の構築や衛星・データの利用技術・解析技術の研究開発等を通じ、ユーザと連携して利用を拡大するとともに、新たな利用の創出を図る。

(1) 地球環境観測プログラム

「全球地球観測システム（GEOSS）10 年実施計画」の枠組み等を踏まえ、継続的なデータ取得により、気候変動・水循環変動・生態系等の地球規模の環境問題のモニタリング、モデリング及び予測精度の向上に貢献する。

(2) 災害監視・通信プログラム

災害対応のための監視・通信プログラムにおいては、災害発生時の被害状況の把握、災害時の緊急通信手段の確保等において衛星利用を一層促進する。また、国際的な災害対応への貢献を行う。

(3) 衛星測位プログラム

「地理空間情報活用推進基本法」を踏まえ、衛星測位基盤技術の確立及び全地球測位システム（GPS）の補完に係る技術実証を行う。

(4) 衛星の利用促進

地球環境観測プログラム、災害監視・通信プログラム及び衛星測位プログラムの研究開発成果を最大限活用し、より広く社会・経済への還元を図る観点から、衛星及び衛星から得られるデータの利用技術・解析技術の研究開発等を通じ、関係府省・民間企業等のユーザとの連携及び新たな利用の創出を行い、気象分野、農林水産分野、地理情報分野及び教育分野等における衛星利用を一層促進する。

2. 宇宙科学研究

人類の知的資産及び我が国の宇宙開発利用に新しい芽をもたらす可能性を秘めた革新的・萌芽的な技術の形成を目的とし、宇宙空間からの宇宙物理学及び天文学、太陽系探査、宇宙環境利用並びに工学の分野において、長期的な展望に基づき、我が国の特長を活かした独創的かつ先端的な宇宙科学研究を推進し、世界的な研究成果をあげる。

(1) 大学共同利用システムを基本とした学術研究

宇宙科学研究における世界的な拠点として、研究者の自主性の尊重、新たな重要学問分野の開拓等の学術研究の特性にかんがみつつ、大学共同利用システム[※]を基本として、

宇宙の大規模構造から惑星系に至る宇宙の構造と成り立ちを解明するとともに、暗黒物質・暗黒エネルギーを探求し、宇宙の極限状態と非熱的エネルギー宇宙を探る宇宙空間からの宇宙物理学及び天文学、

太陽系諸天体の構造、起源と進化、惑星環境の変遷、これらを通じた宇宙の共通な物理プロセス等を探るとともに、太陽系惑星における生命発生、存続の可能性及びその条件を解明する太陽系探査、

生命科学分野における生命現象の普遍的な原理の解明、物質科学及び凝縮系科学分野における重力に起因する現象の解明等を目指す宇宙環境利用、

宇宙開発利用に新しい芽をもたらし、自在な科学観測・探査活動を可能とするための工学

の各分野に重点を置いて研究を実施し、人類の英知を深めるに資する世界的な研究成果を学術論文や学会発表等の場を通じて提供する。

※ 大学共同利用機関法人における運営の在り方を参考にし、大学・研究所等の研究者の参画を広く求め、関係研究者の総意の下にプロジェクト等を進めるシステム

(2) 宇宙科学研究プロジェクト

大学共同利用システム等を通じて国内外の研究者と連携し、学問的な展望に基づいて科学衛星、国際宇宙ステーション（ISS）搭載装置及び小型飛翔体等を研究開発・運用することにより、（1）に掲げた宇宙空間からの宇宙物理学及び天文学、太陽系探査、宇宙環境利用並びに工学の各分野に重点を置きつつ、大学共同利用システムによって選定されたプロジェクトを通じて、我が国の独自性と特徴を活かした世界一級の研究成果の創出及びこれからの担う新しい学問分野の開拓に貢献するデータを創出・提供する。その際、宇宙探査プロジェクトの機会も有効に活用する。

3. 宇宙探査

我が国の国際的な影響力の維持・強化、人類の知的資産の形成、人類の活動域の拡大及び我が国の総合的な技術力の向上を目的とし、国際協力枠組みを活用して、我が国が主体性・独自性を持つ形での宇宙探査プログラムを検討した上で、月・惑星等における世界初の活動を行うことを目指した研究開発を行う。

4. 国際宇宙ステーション（ISS）

国際宇宙基地協力協定の下、我が国の国際的な協調関係を維持・強化するとともに、人類の知的資産の形成、人類の活動域の拡大及び社会・経済の発展に寄与することを目的とし、国際宇宙ステーション（ISS）計画に参画する。これにより、我が国の責務を果たすとともに、有人宇宙技術や宇宙環境の利用技術の獲得、宇宙空間における新たな知見の獲得及び利用成果を活用

した産業活動の発展といった我が国だけでは達成・修得が困難な課題に挑戦する。

(1) 日本実験棟 (JEM) の運用・利用

日本実験棟 (JEM) の運用を着実にを行うことで、国際宇宙基地協力協定における我が国の責務を果たすとともに、有人宇宙技術及び宇宙環境の利用技術等の宇宙技術の実証及び蓄積を進める。また、産学官等の多様なユーザーと連携して ISS/JEM の積極的な利用を推進することで、新たな知見の獲得及び産業への応用等を促進する。

(2) 宇宙ステーション補給機 (HTV) の開発・運用

宇宙ステーション補給機 (HTV) の開発及び運用を着実にを行うことで、国際宇宙基地協力協定における我が国の責務を果たすとともに、将来の軌道間輸送や有人化に関する基盤技術の修得を図る。

5. 宇宙輸送

我が国の総合的な安全保障や国際社会における我が国の自律性の維持及び幅広い分野への技術波及効果をもたらすことを目的とし、我が国が必要な時に、独自に宇宙空間に必要な衛星等を打ち上げる能力を将来にわたって維持・確保する。また、打上げ需要の多様化に対してより柔軟かつ効率的に対応することができる宇宙輸送系の構築を目指す。なお、ロケットの民間移管に伴い、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の行う安全確保に係る業務等の経費及び人員の削減に努める。

(1) 基幹ロケットの維持・発展

H-Ⅱ A ロケットの能力を向上し、宇宙ステーション補給機 (HTV) の運用手段を確保することを目的として、民間の主体性・責任を重視した開発プロセスの下、H-Ⅱ B ロケットを開発する。また、我が国の基幹ロケットである H-Ⅱ A ロケット及び H-Ⅱ B ロケットについて、一層の信頼性の向上を図るとともに、キー技術の世界最高水準での維持・発展、基盤の維持・向上を行い、世界最高水準の打上げ成功率を実現する。

(2) LNG推進系

「GXロケット及びLNG推進系に係る対応について（平成21年12月16日内閣官房長官、宇宙開発担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）」を踏まえ、これまでの研究開発の成果を活用しつつ、液化天然ガス（LNG）推進系に係る技術の完成に向けた必要な基礎的・基盤的な研究開発を行う。

(3) 固体ロケットシステム技術の維持・発展

我が国が蓄積してきた固体ロケットシステム技術を活用しつつ、新たな技術の適用や技術基盤の基幹ロケットとの共通化等により、打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき、低コストかつ革新的な運用性を有する次期固体ロケットの研究開発を行う。

6. 航空科学技術

国民の安全・安心等の行政ニーズに対応するため、国が機構に実施させるべき先端かつ基盤的なものに重点化して研究開発を行い、安全性及び環境適合性の向上等に資する成果をあげる。また、産業界等の外部機関における成果の利用の促進を図り、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止する。さらに、関係機関との連携の下、公正中立な立場から航空分野の技術の標準化、基準の高度化等に貢献する取組を積極的に行う。

7. 宇宙航空技術基盤の強化

経済・社会の発展や我が国の宇宙航空活動の自律性・自在性の向上及びその効果的・効率的な実施に貢献することを目的とし、技術基盤の強化及び中長期的な展望を踏まえた先端的研究を実施するとともに、基盤的な施設・設備の整備を行う。また、機構内外の技術情報を収集・整理し、効果的・効率的な技術マネジメントを行う。

(1) 基盤的・先端的技術の強化及びマネジメント

基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を進めることで、システムレベルでの頑健性（ロバスト性）及び機能保障性（サバイバビリティ）の向上、プロジェクトの効果的・効率的な実施を実現する。また、我が国の宇宙産業基盤を強化する観点から、市場の動向を見据えた技術開発を行い、プロジェクトや外部機関による技術の利用を促進する。将来プロジェクトの創出及び中長期的な視点が必要な研究については、最終的な活用形態を念頭に、機構が担うべき役割を明らかにした上で実施する。

この他、機構内外の技術情報に関し、これを収集・整理し、その適切な権利化・規格化・データベース化等を行う体制を構築し、機構内における効果的・効率的な技術マネジメントを実現する。

(2) 基盤的な施設・設備の整備

衛星及びロケットの追跡・管制のための施設・設備、環境試験・航空機の飛行試験等の試験施設・設備等、宇宙航空研究開発における基盤的な施設・設備の整備について、機構における必要性を明らかにした上で行い、我が国の宇宙航空活動に支障を来さないよう機構内外の利用需要に適切に応える。

8. 教育活動及び人材の交流

宇宙航空分野の人材の裾野を拡大し、能力向上を図るため、大学院教育への協力や青少年を対象とした教育活動等を通じて外部の人材を育成するとともに、外部との人材交流を促進する。

(1) 大学院教育等

先端的宇宙ミッション遂行現場での研究者・技術者の大学院レベルでの高度な教育機能・人材育成機能を継承・発展させるため、大学共同利用システム等を活用し、機構の研究開発活動を活かした大学院教育への協力を行うとともに、産業界や大学との間で人材交流を実施し、我が国の宇宙航空産業及び宇宙航空研究の水準向上に貢献する。

(2) 青少年への宇宙航空教育

学校に対する教育プログラム支援、教員研修及び地域・市民団体等の支援等の多様な手段を効果的に組み合わせ、年代に応じた体系的なカリキュラムの構築を行うことで、青少年が宇宙航空に興味・関心を抱く機会を提供するとともに、広く青少年の人材育成・人格形成に貢献する。また、宇宙教育に当たる人材の育成を的確に行う。

9. 産業界、関係機関及び大学との連携・協力

機構の有するリソースを社会に還元することにより、我が国の宇宙航空分野の産業基盤及び国際競争力の強化に資するとともに、外部に存在するリソースの機構での積極的な活用を図るため、大学との間で連携協力協定を締結する等、適切な体制を構築し、企業・大学等との共同研究の実施、ロケット相乗り等の機会を通じた宇宙実証機会の提供等を行う。また、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。

10. 国際協力

地球規模での諸問題の解決、我が国の国際的な地位の向上及び相乗効果の創出を目的とし、多国間及び二国間の関係において、自律性を保持しつつ、諸外国の関係機関・国際機関等との相互的かつ協調性のある関係を構築する。特にアジア太平洋宇宙機関会議（APRSAF）を活用し、アジア太平洋地域での宇宙開発利用の促進及び人材育成の支援を行い、我が国のプレゼンスを向上させる。

また、機構の業務運営に当たっては、我が国が締結した宇宙の開発及び利用に係る条約その他の国際約束並びに輸出入等国際関係に係る法令等を遵守する。

11. 情報開示・広報・普及

宇宙航空研究開発には多額の公的資金が投入されていることから、分かりやすい形で情報を開示することで説明責任を十分に果たすことが必要である。そのような観点から、Web サイト等における分かりやすい情報開示を行うとともに、Web サイト、Eメール、パンフレット、施設公開及びシンポジウム

等の多様な手段を用いた広報活動を展開する。この際、情報の受け手との双方向のやりとりが可能な仕組みを構築する等、機構に対する国民の理解増進のための工夫を行う。

また、社会・経済の発展や人類の知的資産の拡大・深化等に資する宇宙航空研究開発の成果については、その国外へのアピールが我が国の国際的なプレゼンスの向上をもたらすことから、英語版 Web サイトの充実等、海外への情報発信を積極的に行う。

III. 業務運営の効率化に関する事項

1. 柔軟かつ効率的な組織運営

理事長のリーダーシップの下、研究能力及び技術能力の向上、及び経営・管理能力の強化を図る。また、責任と裁量権を明確にしつつ、柔軟かつ機動的な業務執行を行うとともに、効率的な業務運営を行う。

2. 業務の合理化・効率化

(1) 経費の合理化・効率化

機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）について、平成 19 年度に比べ中期目標期間中にその 15%以上を削減する。また、その他の事業費については、平成 19 年度に比べ中期目標期間中にその 5%以上を削減する。ただし、新規に追加される業務、拡充業務等はその対象としない。

なお、事業所等については、横浜監督員分室を廃止するとともに、東京事務所及び大手町分室について、管理の徹底及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを本部（調布市）等に統合するものとする。

さらに、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、野木レーダーステーションについて売却に向けた努力を継続する等、遊休資産の処分等を進める。

(2) 人件費の合理化・効率化

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及び「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月

24 日閣議決定)等を踏まえ、平成 22 年度までに平成 17 年度に比べ人件費の 5%以上の削減を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続するものとする。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。また、役職員の給与については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、その業績及び勤務成績等を一層反映させる。理事長の報酬については、各府省事務次官の給与の範囲内とする。役員報酬については、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表する。職員の給与については、その水準について以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ・ 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ・ 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ・ 国からの財政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ・ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3. 情報技術の活用

情報技術及び情報システムを用いて研究開発プロセスを革新し、セキュリティを確保しつつプロジェクト業務の効率化や信頼性向上を実現する。あわせて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、財務会計業務及び管理業務に係る主要な業務・システムについて、最適化計画を実施し、同計画に基づく業務の効率化を実現する。

4. 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 内部統制・ガバナンス強化のための体制整備

監事の在り方等を含む内部統制の体制について検討を行い、情報セキュリティを考慮しつつ、適正な体制を整備する。また、機構の業務及びそのマネジメントに関し、国民の意見を募集し、業務運営に適切に反映する機会を設ける。

(2) 内部評価及び外部評価の実施

世界水準の成果の創出、利用をにらんだユーザとの連携及び新たな利用の創出、我が国としての自律性・自在性の維持・向上並びに効果的・効率的な業務の運営を目指し、内部評価及び海外の有識者を適宜活用した外部評価を実施し、的確にフィードバックを行う。特に、大学共同利用システムを基本とする宇宙科学研究においては、有識者による外部評価を十分に業務運営に反映させる。

(3) プロジェクト管理

機構が実施するプロジェクトについては、経営層の関与したマネジメントの体制を維持する。プロジェクトの実施に当たっては、担当部門とは独立した評価組織による客観的な評価により、リスクを明らかにし、プロジェクトの本格化の前にフロントローディングによりリスク低減を図るとともに、計画の実施状況を適切に把握し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格な評価を行った上で、その結果を的確にフィードバックする。また、計画の大幅な見直しや中止が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。

(4) 契約の適正化

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、機構が策定した随意契約見直し計画にのっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を国と同額とする。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、

随意契約見直し計画の実施状況を Web サイトにて公表する。

IV. 財務内容の改善に関する事項

固定的経費の節減等による予算の効率的な執行、競争的資金や受託収入等の自己収入の増加等に努め、より適切な財務内容の実現を図る。

V. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項

衛星等の確実な打上げ及び運用と、研究の推進に必要な施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施することに努める。

2. 人事に関する事項

キャリアパスの設計、職員に対するヒアリングの充実及び外部人材の登用等、人材のマネジメントの恒常的な改善を図り、高い専門性や技術力を持つ研究者・技術者、プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を持つ人材を育成するとともに、ニーズ指向の浸透を図り、機構内の一体的な業務運営を実現する。

また、業務の円滑な遂行を図る。

3. 安全・信頼性に関する事項

経営層を含む安全及びミッション保証のための品質保証管理体制を構築・維持し、その内部監査及び外部監査における指摘事項を的確に反映する等により、課題を減少させ、ミッションの完全な喪失を回避する。万一ミッションの完全な喪失が生じた場合には、経営層における責任を明確化するとともに、原因の究明と再発防止を図る。

また、打上げ等に関して、国際約束、法令及び宇宙開発委員会が策定する指針等に従い、安全確保を図る。